

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例

	平成13年	3月29日	条例第4号
改正	平成14年	6月28日	条例第20号
	平成19年	3月27日	条例第31号
	平成20年	9月24日	条例第34号
	平成25年	2月27日	条例第1号
	平成27年	3月24日	条例第25号
	平成28年	6月22日	条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、東京都北区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、東京都北区議会における会派（所属する議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。）及び会派に属さない議員（以下「無会派議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派及び無会派議員に対し交付する。

(会派に対する交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額15万円を乗じて得た額を4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付する。ただし、基準日において当該会派の所属議員（以下「所属議員」という。）の辞職、失職、除名若しくは死亡（以下「辞職等」という。）又は所属会派からの脱会があつた場合、当該議員は当該会派の所属議員数に含まないものとする。

2 会派に対する政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において所属議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月（その日が基準日に当たる場合は、前月）までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から会派に対する政務活動費を交付する。

4 基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の会派に対する政務活動費は交付しない。

5 会派に対する政務活動費は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める日に交付する。

(無会派議員に対する交付額及び交付の方法)

第3条の2 無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する当該無会派議員に月額15万円を四半期ごとに交付する。ただし、基準日において当該議員の辞職等があつた場合又は会派の所属議員となつた場合は、当該辞職等があつた日又は当該会派の所属議員となつた日の属する月分の当該無会派議員に対する政務活動費は交付しない。

2 無会派議員に対する政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において当該無会派議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月(その日が基準日に当たる場合は、前月)までの月数分を交付する。

3 基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の無会派議員に対する政務活動費は交付しない。

4 無会派議員に対する政務活動費は、規則で定める日に交付する。

(交付額の調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合は、当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回る場合は、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日から起算して30日以内に解散した日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、一四半期の途中において、辞職等若しくは会派への所属又は議会の解散があつた場合には、これらの事由が生じた日から起算して30日以内に、その日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、区民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(会派及び会派の経理責任者並びに無会派議員の責務)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、政務活動費の適正かつ透明性を確保した執行に努めなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。
- 3 経理責任者は、会派の政務活動費を管理し、その収支を明らかにするよう努めなければならない。
- 4 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、当該議員の政務活動費を管理し、その収支を明らかにするよう努めなければならない。

(年度収支報告書の提出)

- 第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度政務活動費収支報告書（以下「年度収支報告書」という。）を当該会計年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度収支報告書を作成し、会派が解散した日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、第4条第3項に規定する場合又は任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度収支報告書を作成し、これらの事由が生じた日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(四半期収支状況報告書の提出)

- 第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、各四半期における政務活動費に係る収入及び支出の状況について、四半期政務活動費収支状況報告書（以下「四半期収支状況報告書」という。）を作成し、当該支出に係る証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付して、各四半期終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、解散した日の属する月までの収入及び支出について、四半期収支状況報告書を作成し、証拠書類を添付して、解散した日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、第4条第3項に規定する場合又は任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、これらの事由が生じた日の属する月までの政務活動費に係る収入及び支出について、四半期収支状況報告書を作成し、証拠書類を添付して、その日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(透明性の確保)

- 第9条 議長は、前二条の規定により提出された年度収支報告書、四半期収支状況報告書及

び証拠書類について、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、第7条の規定により提出された年度収支報告書を公表するものとする。

(年度収支報告書の写しの送付)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された年度収支報告書の写しを区長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、当該会計年度において交付を受けた政務活動費の総額から、第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(年度収支報告書等の保存及び公開)

第12条 議長は、第7条及び第8条の規定により提出された年度収支報告書、四半期収支状況報告書及び証拠書類を、これらの属する会計年度終了日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の四半期収支状況報告書及び証拠書類の公開については、東京都北区情報公開条例(平成12年12月東京都北区条例第63号)の規定によるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 会派に属さない議員に対する平成28年4月から6月まで及び7月から9月までの各四半期における政務活動費の交付については、当該議員は所属議員が1人の会派とみなす。

付 則 (平成14年6月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月27日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都北区議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年9月24日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 27 日 条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東京都北区議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成 27 年 3 月 24 日 条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 6 月 22 日 条例第 60 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。ただし、付則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例付則第 2 項の規定は、平成 28 年 5 月 23 日から適用する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

4 旧条例の規定により平成 28 年度において所属議員が 1 人の会派に交付された政務活動費については、新条例の規定により無会派議員（旧条例に規定する所属議員が 1 人の会派の所属議員が新条例に規定する無会派議員となった場合の当該無会派議員に限る。以下同じ。）に交付されたものとみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、旧条例の規定により所属議員が 1 人の会派に交付された政務活動費に係る支出に係る四半期政務活動費収支状況報告書及び証拠書類は、無会派議員に交付された政務活動費に係る支出に係る四半期政務活動費収支状況報告書及び証拠書類とみなす。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派及び無会派議員が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派及び無会派議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
資料作成費	会派及び無会派議員が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派及び無会派議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派及び無会派議員が行う政務活動、区政について区民に報告するために要する経費
広聴費	会派及び無会派議員が行う区民からの区政及び会派及び無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取、区民相談等の政務活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派及び無会派議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派及び無会派議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び無会派議員としての参加に要する経費
人件費	会派及び無会派議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派及び無会派議員が行う政務活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	会派及び無会派議員が行う政務活動のための事務に要する経費